

死後事務委任契約書(案)

委任者 ○○ ○○(以下「甲」という)と、受任者 ○○ ○○(以下「乙」という)は、甲の死後の事務処理に関し、次のとおり死後事務委任契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(契約の趣旨) 甲は、乙に対し、甲が死亡した後の諸手続及び葬儀、埋葬等に関する事務(以下「死後事務」という)を委任し、乙はこれを受任する。

第2条(委任事務の範囲) 甲が乙に委任する死後事務の範囲は、以下のとおりとする。

1. 親族、知人、関係機関等への死亡の通知に関する事。
2. 葬儀、告別式、火葬、納骨及び永代供養に関する事務。
3. 死亡届の提出その他戸籍関係の手続きに関する事務。
4. 入院費、施設利用料、医療費等の未払債務の弁済に関する事務。
5. 家賃、管理費、公共料金等の未払債務の弁済、及びこれらの解約・清算手続。
6. 居室内の家財道具、生活用品等の整理・処分、及び居室の明渡しに関する事務。
7. 行政官庁等に対する諸届出事務(年金受給権停止手続、介護保険資格喪失手続等)。
8. 以上の各事務を処理するために必要な費用の支払い。

第3条(報酬) 甲は、本契約に基づく委任事務の対価として、金○○○○円を乙に支払うものとする。2 前項の報酬は、第5条に定める預託金の中から充当するものとする。

第4条(費用負担) 本契約の遂行に要する一切の費用(葬儀費用、医療費未払金、家財処分費、公租公課等を含むがこれに限られない)は、甲の負担とする。

第5条(預託金) 甲は、本契約締結時において、第3条の報酬及び第4条の費用に充てるため、金○○○○円(以下「預託金」という)を乙に預託する。2 乙は、預託金を銀行預金口座にて、自己の固有財産と分別して管理するものとする。3 乙は、死後事務の遂行にあたり、預託金から報酬及び費用を支出することができる。

第6条(契約の効力) 本契約は、委任者(甲)の死亡によっても終了せず、その効力を存続するものとする。(民法第653条の適用排除)

第7条(契約の解除) 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。ただし、相手方に不利な時期に解除したときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条(残余金の引渡し) 乙は、全ての死後事務が終了した後、遅滞なく計算を行い、預託金に残余がある場合は、これを甲の相続人(または遺言執行者・国庫等)に引き渡すものとする。

第9条(合意管轄) 本契約に関する紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

(甲)住所: 氏名: 印

(乙)住所: 氏名: 印